

2019年12月26日

「意匠審査基準」改訂案に対する意見

一般社団法人電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会 意匠 TF

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件に関し、当協会では、法務・知的財産部会 意匠TFにおいて議論を致しました。下記のとおり意見を申し述べますので、ご査収・ご検討賜りますようお願い申し上げます。

敬具

-	項目・該当ページ番号	意見内容・理由
意見 1	全般	<p>特に、新たな保護対象に関しては、意匠審査便覧で適切な図面表現等の事例を充実させていただくことを希望いたします。中でも画像意匠については、技術の進歩により表現手段も表現自体もさらに多様化していくことが想定されるため、それら新たな意匠に対して出願人が適切な図面・願書を作成するためにも、デザインの進化・変化に合わせて継続的に意匠審査便覧を改訂いただくことを要望いたします。</p>
意見 2	改正意匠審査基準(案) 第IV部 第1章 画像を含む意匠 6.2.2.1 冷蔵庫と画像意匠の事例 (P.32)	<p>電子メール送受信画像を含む冷蔵庫(物品の部分に画像を含む意匠)と、同一画像の画像意匠とが「非類似」の事例は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両意匠はそれぞれ権利が成立する ・画像意匠の意匠権の効力は冷蔵庫に使用する画像には及ばない <p>との印象を抱きやすいと考えます。</p> <p>特に、参考資料「改定意匠審査基準案の概要」のように、この事例を抜き出して記載すると、混乱をきたす恐れがあると思われまます。</p> <p>意匠にかかる物品等が類似しないため意匠としては「非類似」となるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先後願関係にある場合に一方が拒絶される可能性 ・冷蔵庫の実施が画像意匠と利用関係になる可能性 <p>等について、より明確に理解できるよう修正を希望します。</p>
意見 3	改正意匠審査基準(案) 第IV部 第3章 組物の意匠 3.3.1 (P.6)	<p>建築物に絡む組物の名称のみ「一組の建築物」となっている。他の名称と合わせ「一組の建築物セット」とそろえた方が違和感がないと考えます。</p>